

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準について

弓削商船高等専門学校

独立行政法人日本学生支援機構(以下、機構)の募集する給付奨学生採用候補者については、下記本校推薦基準に基づき、厚生補導委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1)人物について

以下の全てに該当すること

学業に対する目的が明確で、将来への展望がある。

学則を遵守し、本校の学生にふさわしい学校生活を送っている。

学校行事等において他の学生と協力するなど、十分な協調性を備えている。

(2)健康について

以下のいずれかに該当すること

定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。

心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

(3)家計について

生計を維持する者が、以下の 、 のいずれかに該当し(社会的養護を必要とする学生(別紙 1 参照)の場合は、 に該当すること)生活環境などを勘案して、親権者からの積極的な支援が見込めない等、その者の就学が非常に困難な状況にあると認められること。

市町村民税所得割が課されていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が 0 円であること)

生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)

別紙 1 記載の施設等に入所していること(学生が 18 歳時点で入所していた(または、入所している)ことが見込まれる)こと)

(4)学力及び資質において

以下の 、 のいずれかに該当すること(社会的養護を必要とする学生(別紙 1 参照)は に該当すること)

前年度の学年末学業成績が、本人の属する学級の上位 1/4 以内である者、もしくは、前年度の学年末学業成績を 5 段階評価で算定したものが 4.5 である者

前年度の学年末学業成績が、本人の属する学級の上位 1/3 以内の者であり、なおかつ、課外活動等で大変優れた実績を収めた者。

社会的養護を必要とする学生であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は 4 年次進級後学修に意欲があり、進級後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

社会的養護を必要とする学生とは、申込時に以下の施設等に入所等している（学生が18歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））学生をいう。

児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する施設）

児童心理治療施設（同法第43条の2に規定する施設）

児童自立支援施設（同法第44条に規定する施設）

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者）

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者）

里親（同法第6条の4に規定する者）